

平成31年1月18日

第1回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第 1 号

日南町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり、日南町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 31 年 1 月 18 日提出

日南町長 中村 英明

日南町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日南町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条－第5条) 第2章 個人情報の取扱い(第6条－第11条) 第3章 自己情報の開示等(第12条－第29条) 第4章 審査請求(第29条の2－第31条) 第5章 補則(第32条－第37条) 附則 第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。イにおい</u>	目次 第1章 総則(第1条－第5条) 第2章 個人情報の取扱い(第6条－第11条) 第3章 自己情報の開示等(第12条－第29条) 第4章 審査請求(第29条の2－第31条) 第5章 補則(第32条－第37条) 附則 第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であつて、特定の個人が認識することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア <u>法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関に関する情報</u> イ <u>事業を営む個人の当該事業に関する情報</u>

て同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報

(イ) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 要配慮個人情報

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報に該当する個人情報をいう。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の収集の方法及び制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、要配慮個人情報

_____を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該個人情報の収集が法令等の規定に基づくものであるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

(保有個人情報の適正管理)

第9条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の収集の方法及び制限)

第7条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該個人情報の収集が法令等の規定に基づくものであるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

(____個人情報の適正管理)

第9条 実施機関は、____個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他____個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければ

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、____個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければ

<p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった<u>保有個人</u>情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p>第3章 自己情報の開示等 (訂正等の実施) 第28条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録の<u>訂正をした場合には</u>、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった____個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</p> <p>第3章 自己情報の開示等 (訂正等の実施) 第28条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては____、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。</p>
--	---

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による県営土地改良事業阿毘縁地区（第 2 工区）にかかる換地処分公告があった日の翌日から、次のとおり本町内の字の区域を変更することについて、本議会の議決を求める。

平成 31 年 1 月 18 日提出

日南町長 中村 英明

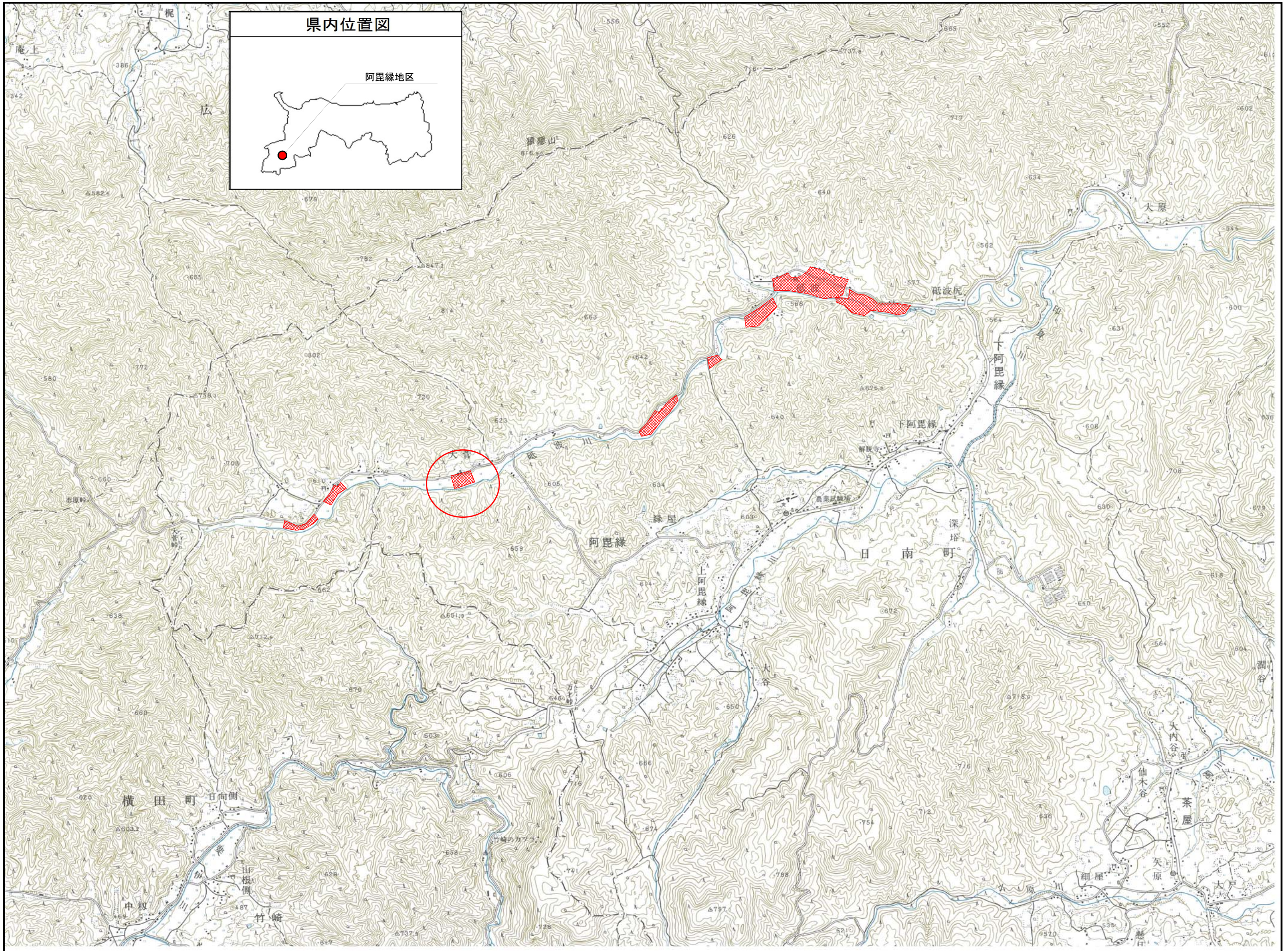
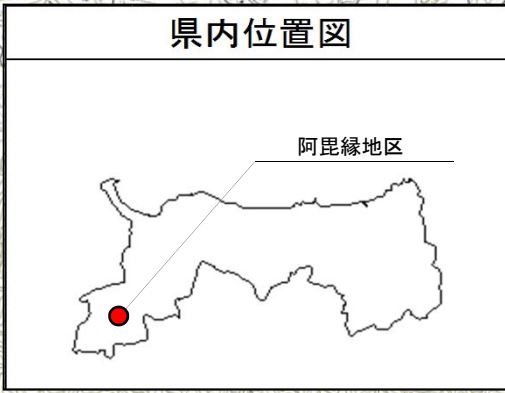
区域を変更する 字の名称	同左の区域（平成 30 年 1 月 1 日現在の地番による）
阿毘縁字下モ神田	阿毘縁字下モ神田のうち 2 2 1 9 の 1 の一部以外の区域 阿毘縁字ハン田 3 5 2 2 の 2 の一部、3 5 2 8 の一部
阿毘縁字ハン田	阿毘縁字ハン田のうち 3 5 2 2 の 2 の一部、3 5 2 8 の一部以外の区域 阿毘縁字下モ神田 2 2 1 9 の 1 の一部

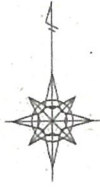
字 界 変 更 調 書

阿 昆 縁 地 区
(第2工区)

日 南 町

県内位置図





日南町基盤整備事業阿毘縁地区 (2工区)
字界変更図S=1:500

【 変更する区域 】



字 ハン田 ⇒ 字 下モ神田



字 下モ神田 ⇒ 字 ハン田



凡 例	
旧字名	黒字の字
新字名	赤字の字
旧字界	—●—●—
新字界	—●—●—
道路	———
水路・河川	———

発議第 1 号

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 31 年 1 月 18 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例

日南町住宅改修助成条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象工事)</p> <p>第 4 条 助成金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 住宅の改修に要する経費（消費税額および地方消費税額を除く。以下同じ。）が <u>20 万円</u>以上の工事であること。</p> <p>(4) 本条例に基づく助成金額が <u>40 万円</u>に達していない住宅。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第 5 条 助成金の額は、住宅の改修に要する経費の 5 分の 1 に相当する額とする。（千円未満は切り捨てることとする。）ただし、その額が <u>40 万円</u>を超えた場合は <u>40 万円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の交付決定等)</p> <p>第 7 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>(助成対象工事)</p> <p>第 4 条 助成金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 住宅の改修に要する経費（消費税額および地方消費税額を除く。以下同じ。）が <u>30 万円</u>以上の工事であること。</p> <p>(4) 本条例に基づく助成金額が <u>30 万円</u>に達していない住宅。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第 5 条 助成金の額は、住宅の改修に要する経費の 5 分の 1 に相当する額とする。（千円未満は切り捨てることとする。）ただし、その額が <u>30 万円</u>を超えた場合は <u>30 万円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の交付決定等)</p> <p>第 7 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容および現地調査を行い、助成要件に適合しているかを審査し、その結果を日南町住宅改修助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この条例は、<u>平成 34 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この条例は、<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規程については公布の日から施行する。

発議第 2 号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 31 年 1 月 18 日提出

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 坪倉 勝幸

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例

日南町意欲ある農業者支援条例（平成 25 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 米以外の販売額が年間 <u>50 万円</u>を超える営農計画を有する者、または、耕作面積が 1ha を超える営農計画を有する者。ただし、がんばる農家プラン等他の補助事業に取り組む者を除く。</p> <p>(4) <u>前号の耕作面積が 1ha を超える営農計画を認定されたもの場合は、導入農機具等の耐用年数期間は耕作面積が 1ha を下らない者であること。</u></p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第 4 条 助成の対象とする事業は、農業者が営農計画に即して農機具等を導入（更新を含む）する場合とし、導入する農機具等が 20 万円を超える事業とする。ただし、本事業で導入する農機具等は 2 種類以内とする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第 3 条 助成金の交付を受けることのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 米以外の販売額が年間 <u>30 万円</u>を超える営農計画を有する者、または、耕作面積が 1ha を超える営農計画を有する者。ただし、がんばる農家プラン等他の補助事業に取り組む者を除く。</p> <p>(4) <u>この助成金の交付を受けたことがない者。</u></p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第 4 条 助成の対象とする事業は、農業者が営農計画に即して農機具等を導入（更新を含む）する場合とし、導入する農機具等が 20 万円を超える事業とする。ただし、本事業で導入する農機具等は 2 種類以内とする。</p> <p><u>2 農業生産物または農産加工品を農林産物直売所等へ出荷する場合、導入する農機具等が 10 万円を超える事業も助成の対象とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>

<p>3 前項の営農計画期間終了後にその計画値を満たしていれば、新たに3年間の営農計画に即した事業とする。</p> <p>(助成金額)</p> <p>第5条 農業者に対して交付する助成金の額は、事業費の3分の1を限度とする。この場合千円未満は切り捨てることとする。ただし、その額が<u>50万円</u>を超えた場合は<u>50万円</u>とし、<u>予算の範囲内</u>で交付する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(助成金額)</p> <p>第5条 農業者に対して交付する助成金の額は、事業費の3分の1を限度とする。この場合千円未満は切り捨てることとする。ただし、その額が<u>30万円</u>を超えた場合は<u>30万円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規程については公布の日から施行する。

議 員 派 遣 の 件

平成31年1月18日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び日南町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 鳥取県町村議会女性議員懇談会総会及び研修会
 - (1) 目 的 議員の能力向上・議会の活性化
 - (2) 派遣場所 倉吉市
 - (3) 期 日 平成31年1月31日
 - (4) 派遣議員 恵比奈礼子議員

2. 全国町村議長会自治功労者表彰式
 - (1) 目 的 表彰受賞
 - (2) 派遣場所 鳥取市
 - (3) 期 日 平成31年2月20日
 - (4) 派遣議員 村上正広議長